

～ 70歳以上の皆様へ ～

・高額療養費の限度額について

70歳以上の方の高額療養費の自己負担額は、下記のとおりです。高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

なお、減額認定証を交付できる所得区分は、②、③、⑤、⑥の区分の方です。

自己負担 の割合	所得区分		自己負担限度額	
			外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
3割	現役並み所得者	① 課税所得690万円以上の方	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 【多数回該当140,100円 ※2】	
		② 課税所得 380万円以上690万円未満の方	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 【多数回該当93,000円 ※2】	
		③ 課税所得 145万円以上380万円未満の方	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 【多数回該当44,400円 ※2】	
1割	一般	④ 課税所得145万円未満の方 (※1)	18,000円 (年間(8月～翌年7月) 上限144,000円)	57,600円 【多数回該当44,400円 ※2】
	住民税非課税世帯	⑤ II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
		⑥ I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

～ 国民健康保険に加入されている皆さまへ ～

平成30年4月からの国保広域化に伴い、資格の管理を県単位で行っています。このことにより、同一県内で他の市町村に引越した場合でも、引越し前と同じ世帯であることが認められれば、高額療養費の該当回数のカウントが引き継がれるため、被保険者の皆さまの負担額が下がります。また、月の途中で75歳の誕生日を迎えられ後期高齢者医療制度に移行した場合、その月の自己負担限度額は以降前後の医療保険制度でそれぞれ1/2となります。

高額療養費に関するお問い合わせは、

- ▶ 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、国保組合にご加入の方は、ご加入の医療保険者まで
- ▶ 国民健康保険にご加入の方は、役場町民課国保年金係 ☎2113 まで
- ▶ 後期高齢者医療制度の方は、千葉県後期高齢者医療広域連合 ☎043-216-5011 まで